

報第 25 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例案に対する意見の申出について

報第 26 号

学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育  
諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関  
する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申  
出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第  
29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められまし  
たが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委  
任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により事務を臨時に代理し、  
異存のない旨申し出ましたので、同条第 3 項の規定により報告しま  
す。

令和 6 年 3 月 11 日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 花 田 忠 雄

教企第1605号

令和6年2月19日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例等について

(回答)

令和6年2月13日付け人第3351号で照会のありました標記のことについては、条例案の内容により、条例改正の手続きを進めていただきたく回答します。

問合せ先

総務室人事グループ 中松  
電話 内線 8034

行政部教職員企画課

企画労務グループ 渡邊  
電話 内線 8138

人第 3351 号  
令和 6 年 2 月 13 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事

職員の特殊勤務手当に関する条例の  
一部を改正する条例等について（照会）

次の条例案を別紙のとおり令和 6 年第 1 回定例会に提案する予定ですので、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、これに関する  
貴委員会の意見をお聴きします。

- 意見をお聴きする条例名
  - ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - ・ 学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

（問合せ先  
人事課労務グループ 宮坂  
内線 2180）

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）が、著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

第45条に次の1項を加える。

- 3 第1項第5号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。

**第2条** 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第45条第1項第5号中「（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）」を削り、同条第3項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の第45条の規定は、令和6年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

**学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例**

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第1条** 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加える。

第13条の7第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるもの  
第13条の7に次の1項を加える。

3 第1項第2号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、人事委員会が定める場合を除き、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。

第17条の2の見出しを「（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例）」に改め、同条中「前2条」を「前3条」に、「又は休日勤務手当」を「、休日勤務手当又は夜間勤務手当」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(夜間勤務手当)

**第17条の2** 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第18条第2項中「及び」を「、」に改め、「第17条第2項」の次に「及び第17条の2」を加える。

第18条の3中「及び」を「、」に改め、「第17条の2」の次に「及び第17条の3」を加える。

第20条の2第1項中「及び」を「、」に改め、「第17条第2項」の次に「及び第17条の2」を加える。

第22条中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加える。

第22条の3第5項中「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当」を加え、同条第6項中「又は夜間勤務手当」を削る。

**第2条** 学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の7第3項を削る。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

**第3条** 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第17条の2」を「第17条の3（夜間勤務手当に係る部分を除く。）」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

(学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年神奈川県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち学校職員の給与等に関する条例第17条の2の改正規定中「第17条の2」を「第17条の3」に改める。

日付：令和6年1月22日

## 新旧対照表

## ○職員の特殊勤務手当に関する条例（第1条関係）

新	旧
<p>(災害応急作業等手当)  第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。  (1)～(4) (略)  <u>(5) 職員（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。）が、著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</u>  (6)・(7) (略)  2 (略)  <u>3 第1項第5号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(災害応急作業等手当)  第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。  (1)～(4) (略)  (新設)  (5)・(6) (略)  2 (略)  (新設)</p>





## 新旧対照表

## ○学校職員の給与等に関する条例（第1条関係）

新	旧
<p>第1条～第1条の3（略） （給料）</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</p> <p>第3条～第13条の6（略） （災害応急作業等手当）</p> <p>第13条の7 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p><u>(3)（略）</u></p> <p>2（略）</p> <p><u>3 第1項第2号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、人事委員会が定める場合を除き、当該災害応急作業等手当以外の日額の特種勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特種勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特種勤務手当を支給する。</u></p> <p>第13条の8～第17条（略） <u>（夜間勤務手当）</u></p> <p><u>第17条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額の100分の25を夜間勤務手当として支給</u></p>	<p>第1条～第1条の3（略） （給料）</p> <p>第2条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当_____、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を含まないものとする。</p> <p>第3条～第13条の6（略） （災害応急作業等手当）</p> <p>第13条の7 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(2)（略）</u></p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第13条の8～第17条（略） （新設）</p>

新	旧
<p>する。</p> <p><u>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例)</u></p> <p><u>第17条の3</u> <u>前3条</u>の場合において、職員が第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき<u>前3条</u>の規定による時間外勤務手当、<u>休日勤務手当又は夜間勤務手当</u>の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の勤務は、第16条第1項、<u>第17条第2項及び第17条の2</u>の勤務には含まれないものとする。</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第18条の3 第16条、第17条第2項、<u>第17条の2及び第17条の3</u>の規定は、第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>(端数計算)</p> <p>第20条の2 第9条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第16条、<u>第17条第2項及び第17条の2</u>に規定する時間外勤務手当等基礎額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条の3～第21条の2 (略)</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第22条 管理職手当、扶養手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、宿日直手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給料及び手当)</p> <p>第22条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考</p>	<p><u>(時間外勤務手当及び休日勤務手当の特例)</u></p> <p><u>第17条の2</u> <u>前2条</u>の場合において、職員が第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき<u>前2条</u>の規定による時間外勤務手当 <u>又は休日勤務手当</u>の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の勤務は、第16条第1項<u>及び第17条第2項</u>の勤務には含まれないものとする。</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第18条の3 第16条、第17条第2項<u>及び第17条の2</u>の規定は、第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。</p> <p>第19条～第20条 (略)</p> <p>(端数計算)</p> <p>第20条の2 第9条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第16条<u>及び第17条第2項</u>に規定する時間外勤務手当等基礎額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条の3～第21条の2 (略)</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第22条 管理職手当、扶養手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>、宿日直手当</u>、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給料及び手当)</p> <p>第22条の3 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考</p>

新	旧
<p>慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜間勤務手当</u>、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。</p> <p>6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当 _____ を支給する。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第23条～第29条 (略)</p>	<p>慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当 _____、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。</p> <p>6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第7号から第10号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当 <u>又は夜間勤務手当</u> を支給する。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第23条～第29条 (略)</p>

## 新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例（第2条関係）

新	旧
(災害応急作業等手当) 第13条の7 (略) 2 (略) (削除)	(災害応急作業等手当) 第13条の7 (略) 2 (略) <u>3 第1項第2号に掲げる業務に従事して災害応急作業等手当が支給される日には、人事委員会が定める場合を除き、当該災害応急作業等手当以外の日額の特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる日額の特殊勤務手当の額が、当該災害応急作業等手当の額を超えるときは、当該災害応急作業等手当は支給せず、当該日額の特殊勤務手当を支給する。</u>

日付：令和6年2月6日

## 新旧対照表

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（第3条関係）

新	旧
<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条及び第6条において同じ。）については、給与条例第16条、第17条第2項及び<u>第17条の3（夜間勤務手当に係る部分を除く。）</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公立の義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条及び第6条において同じ。）については、給与条例第16条、第17条第2項及び<u>第17条の2</u>の規定は、適用しない。</p>

## 新旧対照表

○学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（附則第2項関係）

新	旧
第2条（略） （略） <u>第17条の3</u> 中「職員が」の次に「第9条の7の規定による在宅勤務等手当、」を加える。 （略）	第2条（略） （略） <u>第17条の2</u> 中「職員が」の次に「第9条の7の規定による在宅勤務等手当、」を加える。 （略）

## 報第25号～26号関係

## 1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

## (1) 改正の趣旨

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した際の応急対策の業務に関し、災害応急作業等手当を措置する。

## (2) 改正の内容

## ア 令和6年1月1日適用

職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した際に、避難所運営等の応急対策の業務に従事したときは、災害応急作業等手当を支給するものとする。この手当は、月額特殊勤務手当受給者には支給しない。また、当該手当を支給する場合は、他の日額特殊勤務手当を支給しない。（第45条関係）

## イ 令和6年4月1日施行

所要の改正を行う。（第45条関係）

## (3) 施行期日等

施行期日は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用
(2)イ	令和6年4月1日から施行

## 2 学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

#### ア 災害応急作業等手当

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した際の応急対策の業務に関し、災害応急作業等手当を措置する。

#### イ 夜間勤務手当

夜間（午後10時～午前5時）に勤務した場合に夜間勤務手当を措置する。

### (2) 改正の内容

#### ア 令和6年1月1日適用

##### (ア) 災害応急作業等手当

職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した際に、避難所運営等の応急対策の業務に従事したときは、災害応急作業等手当を支給するものとする。この手当は、当該手当を支給する場合は、別に定めのない限り、他の日額特殊勤務手当を支給しない。（学校職員の給与等に関する条例第13条の7関係）

##### (イ) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として夜間（午後10時～午前5時）に勤務することを命ぜられた職員に、夜間勤務手当を支給するものとする。（学校職員の給与等に関する条例第2条、第17条の2、第17条の3、第18条、第18条の3、第20条の2、第22条、第22条の3、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条関係）

##### (ウ) 本条例改正に伴う規定整備

その他規定整備を行う。（学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年神奈川県条例第104号）第2条関係）



イ 令和6年4月1日施行

所要の改正を行う。（学校職員の給与等に関する条例第13条の7関係）

(3) 施行期日及び経過措置

施行期日は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用
(2)イ	令和6年4月1日から施行